# 平成16年度国債発行のポイント

### 国債管理政策の基本的考え方

確実かつ円滑な発行 中長期的な調達コストの抑制



# <市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画の策定>

- ◆ 16年度の国債発行額は**約162兆円**(15年度(当初):約141兆円) 市中発行額は**約115兆円**(カレンダー・ベース の市中発行額は約118兆円、15年度(当初):約113兆円)
- 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、金利変動リスク・借換リスクと調達コストの関係や将来の償還状況等も考慮したうえで、 短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定
  - ▶ 投資家等からのニーズの強い年限の国債を増額 30年債:2.0兆円、20年債:6.9兆円、15年変動利付債:6.0兆円、5年債:22.9兆円、物価連動国債:0.6兆円
  - ▶ 市中発行額の平均年限は、15年度当初予算ベースの5年8ヶ月より6ヶ月伸びて、6年2ヶ月

## <国債の安定消化促進、国債市場の流動性維持・向上>

- ◆ 主要諸外国において、国債の安定消化促進及び国債市場の流動性維持・向上等を図る仕組みとして広く採用されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」と同様の機能を果たす、「国債市場特別参加者(仮称)」制度を、16年10月から段階的に導入
  - ▶ 国債入札への応札・落札、国債市場の流動性維持・向上等の責任を果たす一定の入札参加資格者に対し、買入消却入札への参加、ストリップス債の分離・統合、「非競争入札(仮称)」への参加、「定率公募入札(仮称)」への参加、「流動性供給入札(仮称)」への参加等の資格を段階的に付与
  - ▶ 市場参加者の主体的行動に支えられ、より一層マーケット・メカニズムが発揮される、対象を10年債に限定しない、 国債全体の安定消化の新たな枠組みを構築

## <商品性・保有者層の多様化>

- ◆ 16年3月から、投資家の多様なニーズに応えるとともに、市場の期待インフレ率の把握にも寄与する**物価連動国債**を発行開始(16年度は、年2回・1回3000億円程度)
- ◆ 個人の国債保有の促進を図るため、個人向け国債を増額(16年度は、1.6兆円程度)
- ◆ 国債の保有者層の多様化を図る観点から、海外投資家等の国債保有を促進するため、16年度から新たに、**外国法人が** グローバル・カストディアン経由でTB・FBを保有する場合にも、償還差益に対する源泉徴収を免除

#### <適切な債務管理>

- ◆ 20年度の10年債等の国債大量償還問題に備え、国債の発行額及び償還額の平準化を行う目的で実施している**買入消却**を 約2兆円程度に増額。16年度において、日本銀行からも買入消却を実施(15年度は市中及び財政融資資金を相手に約1 兆円程度を実施)
- ◆ **金利スワップ**の導入に向けた準備等も含め、適切な債務管理を実現するためのシステム等の体制整備

#### <市場との対話等>

- ◆ **国債市場懇談会**(「国債市場特別参加者(仮称)」制度の導入後は、特別参加者との会合)及び**国債投資家懇談会**を中心 とした、定期的かつオープンな議論と市場の動向・ニーズのフォローアップ
- ◆ 「国債市場特別参加者(仮称)」制度の導入にあわせ、「アドバイザリー・コミッティー(仮称)」を設立し、公的債務管理 政策等について、高い識見を有する民間人との意見交換を深める
- ◆ 公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート(仮称)」を16年前半にも発行し、国債管理政策の透明性向上等を図る

## <市場のインフラ整備>

- ◆ 16年2月以降、国債の一層円滑な発行に向け、WI取引(入札前取引)を導入
- ◆ 国債の**清算機関の業務開始**(16年度中を目途)に向け関係機関と協力
- ◆ より競争的かつ効率的な国債市場を構築するため、引き続き**シ団制度の見直し**を行う